

認証の詳細

サッカーゴール（移動式）

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

本品目につきましては、ロット認証による申請は受け付けておりません。

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備	1. 適切に切断加工ができること。
2. 曲げ加工設備	2. 適切に曲げ加工ができること。
3. 穴加工設備	3. 適切に穴加工ができること。
4. プレス加工設備	4. 適切にプレス加工ができること。
5. 溶接加工設備	5. 適切に溶接加工ができること。
6. めっき処理設備	6. 適切にめっき処理ができること。
7. 組立設備	7. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。
<p>ただし、切断加工設備、曲げ加工設備、穴加工設備、プレス加工設備、溶接加工設備、めっき処理設備及び組立設備で製造される部品の製造技術の状況により、製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 外観及び構造試験設備	1. 金属製直尺又は鋼製巻尺（必要な長さを備えたもの。参考値として寸法を測定する場合は、分割しての測定も可とする。）又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
2. クロスバーの剛性試験設備	2. 重錘または荷重計を有する付加装置（800Nの力を1分間加えることのできるもの）及び試験に必要な治具を備えていること。 変位測定機器（ダイヤルゲージ、ハイトゲージまたはこれと同等以上の精度のもの）を備えていること。
3. ネット装着具の強度試験設備	3. 重錘または荷重計を有する付加装置（ネット装着具に対し、鉛直下方向に100Nの力を1分間加えることのできるもの）及び試験に必要な治具を備えていること。
4. 安定性試験設備 ただし、クロスバーの剛性試験技術、ネット装着具の強度試験技術及び安定性試験技術の状況により試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。	4. 荷重計（100kgまで測定できるもの）及び試験に必要な治具を備えていること。

表 3 : 型式区分

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
種別	(1) 一般用ゴール (2) 少年用ゴール
構造	(1) 打込みくいを使用するもの (2) 重錘を使用するもの (3) 打込みくいと重錘を兼用で使用するもの
クロスバー及び ゴールポストの材質	(1) 鋼製のもの (2) アルミニウム合金製のもの (3) その他

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金時は税抜の敷料です。 	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 44,000 円（税抜 40,000 円） 	委託検査機関が案内する 方法によりお支払いくだ さい。 製造事業者が指定する場 所に委託検査機関の検査 員が出向いて行うオンサ イト試験のため別途旅費 等が発生します。 詳細は委託検査機関にお 問い合わせください。

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用
を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	1台/型式 試料を送付する際 は、メモ添付等分 かるようにしてく ださい。

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より4年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 34mm×80mm です。 交付単位は 10 枚です。</p>  <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	457.6 円/台 (税抜 416 円/台) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 5 年間

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更

2026/4/1 : 試験検査機関変更